

次期「調布市障害者総合計画」 検討に関する用語集

この資料は、次期「調布市障害者総合計画」の策定における検討をより円滑に進めるため、計画に関わるサービス、事業等の具体的な内容や法令上の用語の説明等についてまとめたものです。

委員会では全てについて説明はいたしません。検討や制度把握のための資料としてご活用ください。

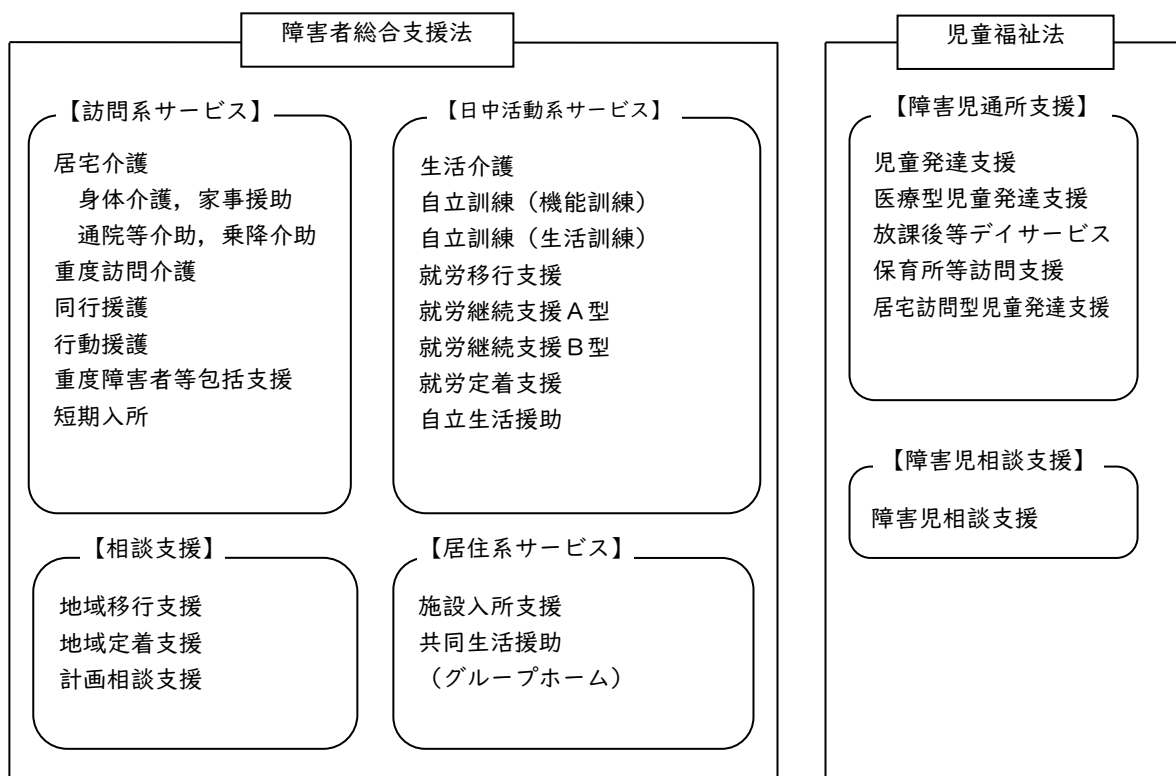
【目次】

- 1 「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の対象となるサービスの体系 2
- 2 障害福祉サービス等の種類・内容 3

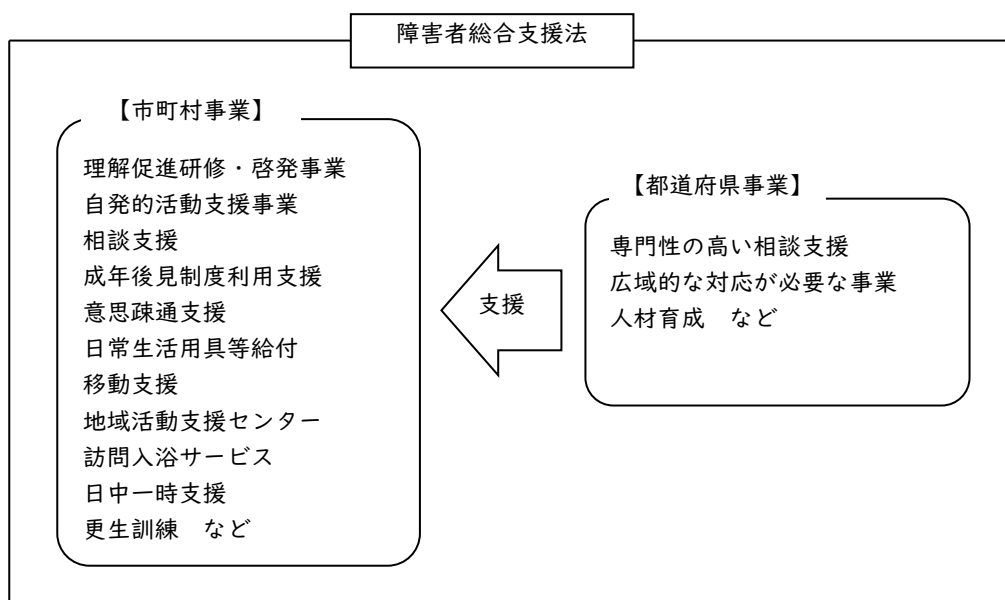
調布市 福祉健康部 障害福祉課

I 「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の対象となるサービスの体系

(1) 障害福祉サービス等 … 国が定めた基準で、全国で行うサービス



(2) 地域生活支援事業 … 各自治体で独自に内容を定めて実施するサービス



2 障害福祉サービス等の種類・内容

(1) 障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と言います。平成18年に「障害者自立支援法」として施行され、平成25年4月から現在の名称に変わりました。障害児・者の支援に関わる法律は「障害者基本法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」など多数ありますが、障害者総合支援法はその中でも障害児・者の生活を支援するヘルパーや作業所、施設など「福祉サービス」について、その種類や利用方法などの仕組みを定めています。

○ 訪問系サービス

主に自宅や外出時に本人の支援をするヘルパーを利用するものです。

| 種 類 | 内 容 |
|------------|---|
| 居宅介護 | <p>いわゆる「ホームヘルプ」で、ヘルパーが利用者の自宅を訪れ、生活の支援を行います。以下の4つからなっており、総称して「居宅介護」と言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護 … 入浴、排せつ、食事など、直接身体的な支援 ・家事援助 … 掃除、洗濯、食事づくりなどの家事の支援 ・通院等介助 … 病院などへの通院の介助 ・乗降介助 … いわゆる「介護タクシー」の利用 <p>利用形態は月5時間程度から、数十時間単位まで様々です。介護保険で同様のサービスを提供している事業所が、障害者向けの居宅介護も行っている、というケースが多くあります。</p> |
| 重度訪問介護 | <p>「居宅介護」と同様に「ホームヘルプ」の一種ですが、こちらはより障害が重度の方を対象としています。内容は身体介護、家事援助、通院等介助に相当するものに加え、長時間の「見守り」や外出の支援も含むことが「居宅介護」とは異なります。</p> <p>1日3時間以上の利用が基本とされており、寝たきりの方の体位交換など夜間の利用も多くあるため、利用量は1人あたり月100時間、200時間以上となることも多くあります。</p> <p>平成30年4月から、法改正により入院中の医療機関でも利用可能となります。</p> |
| 行動援護 | <p>重度の知的・精神障害のある方の外出支援で、目的地までの道案内や、道路への飛び出しなど危険の防止、外出先での食事や排せつなどの支援を行います。</p> <p>実際の利用者は知的障害者がほとんどで、ニーズも高いですが、従事者（ヘルパー）の資格要件が他のサービスと比べて厳しいことから事業所が少なく、調布市近辺では利用したくともなかなか空きがないという現状があります。</p> |
| 同行援護 | <p>視覚障害のある方の外出支援を行うサービスで、「ガイドヘルパー」とも呼ばれます。目的地までの道案内のほか、外出先での視覚情報の伝達、代筆などの支援を行います。</p> <p>平成23年10月に新設されたサービスで、それまでは「地域生活支援事業」の「移動支援」というサービスで行われていました。</p> |
| 重度障害者等包括支援 | <p>常時の介護が必要な特に重度の障害のある方に、自宅での介護や外出、作業所などでの日中の活動、居住の場など生活に関わる全てのサービスを単独の事業所で包括的に提供します。</p> |

○ 日中活動系サービス

障害者が通所施設などに通所し、日中の時間帯の活動を提供するサービスです。

| 種 類 | 内 容 |
|----------------|---|
| 生活介護 | 主に比較的障害が重度の方を対象とし、日中の活動支援や介護を提供するサービスです。他のサービスより事業所の報酬が大きいため、人員体制も比較的充実していますが、それでも特に支援が必要な利用者が多いと運営が難しく、市立施設での受け入れや、民間事業所への補助金などによる市の運営支援が必要な分野です。 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 身体障害のある方、難病の方などを対象に、最大1年半の期間で身体的なりハビリを行うサービスですが、事業所が少なく(都内全体で30か所程度)、調布市内にも事業所がないため、利用実績は低調となっています。 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 知的、精神障害者を対象とした身体機能以外での日常生活面での訓練(リハビリ)を行います。利用期間は原則2年までとされているため、利用者の入れ替わりが多くなっています。 |
| 就労移行支援 | 一般就労(企業での就職)を目標に作業所で訓練を行います。 「自立訓練(生活訓練)」と同様に利用期間は原則2年までとされており、利用者の入れ替わりが多くなっています。また、期間内でも一般企業等への就労が決まった時点で利用者が退所するため、事業所にとっては継続的に定員を確保することが難しいサービスです。 一方で「福祉施設(での就労)から一般就労へ」ということが近年の障害者施策の大きな課題となっています。 |
| 就労継続支援A型 | 次の「就労継続支援B型」との違いは、利用者と事業者で労働契約を結び、労働基準法の適用を受けることで「最低賃金以上の工賃」の支給がある点になります。 |
| 就労継続支援B型 | 軽作業等が可能な方を主な対象とし、「日中活動系サービス(いわゆる「作業所」)では最も利用者の多いサービスです。 一般就労が困難な障害者を対象に、個々の能力に応じて軽作業などを行い、給料に相当する「工賃」の支給を受けます。工賃は一般的な給与に比べて非常に低く、東京都平均で月額15,000円程度となっており、この工賃を向上させていくこと(工賃向上)が障害福祉分野の大きな課題の一つとなっています。 |
| 就労定着支援 | 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。 |
| 就労選択支援 【新設】 | 令和6年4月の法改正により新設されるサービスです。 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス。ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする(障害者雇用促進法)。 |

○ 居住系サービス

入所施設やグループホームなど、利用者に居住の場を提供し、主に夜間の介護を行うサービスです。居住系サービスの利用者も、日中の時間帯は別途何らかの「日中活動系サービス」を利用します。

| 種 類 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 施設入所支援 | <p>定員が40人以上の比較的規模の大きい施設に入所するサービスです。</p> <p>比較的重度の障害のある方が対象となりますが、障害者施策全体の方向性としては、近年「入所施設から地域生活への移行（地域移行）」が大きな課題となっており、必要最低限度を除き、今後は削減していくとされています。調布市の利用者も、市外、都外の施設に入所している方が多くを占めています。</p> |
| 共同生活援助 (グループホーム) | <p>施設入所支援と対照的に、定員4人以上の小規模な住居で地域の中での生活の場を提供するサービスです。「施設入所支援」よりは中度・軽度の障害のある方が主な対象となりますが、近年はこのグループホームを充実させ、比較的重度の方を含め「入所施設・入院等から地域生活への移行」を進めることが大きな課題となっています。</p> |
| 療養介護 | <p>常時の介護に加え医療的なケア（人工呼吸器，胃ろう，吸入・吸引など）を必要とする方や，重度の肢体不自由と知的障害が重複した方（重症心身障害者）を対象に，施設や病院などにおける日中の時間帯に医療と一体的に福祉サービスを提供します。形式上は「施設への入所」ですが，実態は入院により近いものとなります。</p> |
| 短期入所 | <p>いわゆる「ショートステイ」で，一定期間自宅を離れ，施設に入所して生活します。普段介護を行っている家族の用事やレスパイト（休息）を目的に利用されることも多くあります。1泊2日の利用から1週間程度，月単位の利用というケースもあります。</p> |
| 自立生活援助 | <p>入所施設やグループホームから単身生活に移行した方を対象に，定期的な巡回訪問と，必要な助言や医療機関等との連絡調整等の随時の対応を行います。</p> |

○ 相談支援

利用者との相談を通じての支援により、サービス全体の調整を行ったり、地域生活を支援するためのサービスです。

| 種 類 | 内 容 |
|--------|--|
| 計画相談支援 | <p>利用者個々の状況やニーズに基づき「サービス等利用計画」を作成し、必要なサービスの利用調整等を行うサービスです。介護保険での「ケアプラン」に相当します。</p> <p>計画を作成する事業所や、作成を担う「相談支援専門員」が十分に確保できないなどの事情から、全員に作成するとの目標を達成するのは困難と見られています。</p> <p>調布市でも令和5年9月時点の進捗率は全体の約60%程度となっています。</p> |
| 地域移行支援 | <p>施設に入所している方や、精神科病院に長期入院している方を対象とし、面接や外泊、障害福祉サービス（作業所、グループホームなど）の体験利用のコーディネート等を通じて、退所・退院へ向けての支援を行うサービスです。利用期間は6か月までとなっており、その期間に退所・退院に至らなければ市の審査等を経て延長することも可能です。</p> |
| 地域定着支援 | <p>地域生活を継続していくために、利用者との24時間の連絡体制を確保し、緊急連絡があった際に訪問や必要なサービス等の連絡調整を行います。</p> <p>対象は単身生活者や、家族がいても障害、要介護等の理由で緊急時に利用者本人に必要な支援ができない世帯にある方で、世話人等が常駐しているグループホーム入居者は対象外となっています。</p> |

(2) 児童福祉法に基づくサービス

障害児に限定されたサービスについては、平成 24 年 4 月の法改正により「障害者総合支援法」ではなく「児童福祉法」に規定されるようになりました。児童福祉法自体は福祉サービスだけでなく、保育園、幼稚園や児童相談所など児童に関する様々な福祉、支援について定められています。

○ 障害児通所支援

児童福祉法で規定されている障害児向けの通所サービスの総称で、「障害者総合支援法」で言う「障害福祉サービス」に当たります。入所サービス（障害児入所支援）については、都道府県が主体となるので、市町村の障害福祉計画では取り扱いません。

| 種 類 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 児童発達支援 | 主に小学校就学前の障害のある児童，発達に遅れや偏りのある児童を対象に，専門的療育を行うサービスです。調布市では，平成 21 年度に開設された「調布市子ども発達センター」通園事業の利用が多くを占めていますが，民間事業所の利用も増えてきています。 |
| 医療型児童発達支援 | 対象年齢は「児童発達支援」と同様ですが，特に肢体不自由児や重症心身障害児，医療的ケアが必要な児童などを主な対象としています。特に重度の方を主な対象としているため，都立施設（府中療育センターなど）を中心に事業所は限られている現状があります。 |
| 放課後等デイサービス | 小学校就学から 18 歳までの児童の放課後等に専門的な療育を行うサービスです。障害児の放課後や夏休み等の居場所としてもニーズは高く，毎年利用者数，事業所数とも増加し続けています。 |
| 保育所等訪問支援 | 事業所の職員が児童の通う保育園，幼稚園などを訪問して療育指導を行うサービスです。調布市では，「調布市子ども発達センター」が平成 26 年 1 月から事業を開始しています。 |
| 居宅訪問型児童発達支援【新設】 | 重度の障害等から外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 |

○ 障害児相談支援

| 種 類 | 内 容 |
|---------|---|
| 障害児相談支援 | 「計画相談支援」の児童福祉法バージョンで，内容は「計画相談支援」とほぼ同じです。「障害者総合支援法」のサービスを利用する場合は「計画相談支援」，「児童福祉法」のサービスを利用する場合は「障害児相談支援」となります。 |